

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

裁 判 所 使 用 欄	受付印		後見・保佐・補助 開始申立書	
	準備収入印紙			
	予納郵便切手	円	関連事件番号	
	予納収入印紙	円	平成 令和 年 (家) 第 号	

さいたま家庭裁判所 支部・出張所 御中 (書面作成日) 令和 年 月 日		申立人又は 申立人代理人弁護士 の記名(署名)押印	印
申 立 人	住所 □送達場所	〒 - () 方	
	フリガナ	電話 ()	携帯電話 ()
	氏名	□大正 年 月 日生 (歳) □昭和 □平成	
本人との関係 (該当に○)	(本人から見て→) 配偶者 父 母 子 兄 弟 姉 妹 甥 姪 市町村長 成年後見人 保佐人 補助人 未成年後見人 本人 その他(具体的に記入→)		
本 人	住所 (送達場所)	〒 - () 方	
	氏名		
	本籍	本人の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)記載のとおり	
	住民票上の住所	□申立人と同じ(この場合、以下の住所等記載不要) 〒 - () 方	
成 年 後 見 人 等 候 補 者	入所中の施設・病院等 所在地	〒 - 施設・病院等名称	
	フリガナ	□明治 □大正 年 月 日生 (歳) □昭和 □平成	
	氏名		
成年後見人等候補者	<input type="checkbox"/> 申立人と同じである(住所等記載不要)。 <input type="checkbox"/> 裁判所に一任する。 <input type="checkbox"/> 以下の者を候補者とする。		
	住所 (送達場所)	〒 - () 方	
	フリガナ	□昭和 年 月 日生 (歳) □平成	
本人との関係 (該当に○)	(本人から見て→) 配偶者 父 母 子 兄 弟 姉 妹 甥 姪 後見人 保佐人 補助人 その他(具体的に記入→)		

(注) このページの太枠内に記入をし、該当する□にはチェックをしてください。

申立ての趣旨	
後見申立ての場合	<input type="checkbox"/> 本人について 後見 を開始するとの審判を求める。
必要とする場合に限り、どちらか一方又は両方を申立ててください。	<input type="checkbox"/> 本人について 保佐 を開始するとの審判を求める。 <input type="checkbox"/> (代理権付与) 本人のために 別紙代理行為目録 記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。 <input type="checkbox"/> (同意を得なければならない行為の定め) 本人は、民法第13条1項に規定されている行為の他に、下記の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。 記
補助申立ての場合	<input type="checkbox"/> 本人について 補助 を開始するとの審判を求める。 <input type="checkbox"/> (代理権付与) 本人のために 別紙代理行為目録 記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。 <input type="checkbox"/> (同意を得なければならない行為の定め) 本人が 別紙同意行為目録 記載の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。
必ず、どちらか一方又は両方を申し立ててください。	
申立ての理由	
本人は、 (<input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 統合失調症) (<input type="checkbox"/> その他 ()) により判断能力が低下しているが、 (<input type="checkbox"/> 預貯金管理 <input type="checkbox"/> 保険金等受領 <input type="checkbox"/> 遺産分割(相続放棄の申述を含む) <input type="checkbox"/> 不動産処分 <input type="checkbox"/> 施設入所 <input type="checkbox"/> 裁判所の手続(訴訟・調停等) <input type="checkbox"/> その他 ()) の必要が生じた。	
※詳しい実情は、申立事情説明書に記載してください。	
費用上申(注1)	<input type="checkbox"/> 本件手続費用(注2)については、本人の負担とすることを希望する。 申立人が手続費用を負担できない理由は次のとおりである。 (注1) 費用上申については、成年後見申立ての手引に説明があります。 (注2) 手続費用の例：申立手数料、送達・送付費用、登記手数料、鑑定費用 (弁護士費用、司法書士費用等は含まれません。)
(特記事項)	

(注) このページの太枠内の該当する口にチェックし、記載が必要な箇所に記入してください。